



2013 年度 敬和学園大学
教員免許状更新講習実施要項

敬 和 学 園 大 学

1 目的

平成 19 年 6 月の改正教育職員免許法の成立により、平成 21 年 4 月から教員免許状更新制が導入されました。

教員養成課程を設置する本学は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)(以下「免許法」という。)第 9 条の 3 に規定する免許状更新講習(以下「講習」という。)を開設し、教員免許更新制の目的である「最新の知識技能の修得」の場として、その役割を果たすものとします。

教員免許更新制の概要については、文部科学省 HP 「教員免許更新制 現職教員の方々へ」を確認してください。→ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/006/index.htm

2 受講対象者

免許法第 9 条の 3 第 3 項に規定する者のうち、平成 21 年 3 月 31 日までに教員免許状を授与された方で、次に掲げる方とします。

- ① 昭和 53 年 4 月 2 日～昭和 55 年 4 月 1 日生まれ
- ② 昭和 43 年 4 月 2 日～昭和 45 年 4 月 1 日生まれ
- ③ 昭和 33 年 4 月 2 日～昭和 35 年 4 月 1 日生まれ
- ④ 上記①～③以外の方で、「児童英語教育法を小学校外国語活動・中等英語教育に活かす」の受講を希望する方

※④の方には修了認定は行いません。

3 講習料

(1) 講習料の額

講習 1 時間当たり 1,000 円とし、1 講習 6 時間で、6,000 円とします。

(2) 講習料の納入方法

受講の仮決定をされた方に、お支払いの案内をメール送信します。お近くのコンビニエンスストアでお支払いをお願いします(佐渡市の住所の方には別にご案内します)。

支払い時に受け取った「払込受領書」は受講申込書に貼ってください。

(3) 講習料の還付

既納の講習料は、還付しません。ただし、講習を全く受講しなかった方については、ご本人からの請求に基づき講習料を還付できるものとします。

4 受講者の募集期間

2013 年 6 月 7 日(金)～7 月 5 日(金)

5 講習の概要

(1) 講習等日時

2013 年 8 月 5 日(月) 9 時 15 分から 16 時 40 分

(2) 講習等時間割

受付開始 8 時 45 分～ 9 時 15 分 (8 時 45 分を目途にお集まりください。)

コエンション 9 時 15 分～ 9 時 25 分

第 1 時限 9 時 30 分～11 時 00 分

第 2 時限 11 時 10 分～12 時 40 分

昼 休 み 12 時 40 分～13 時 30 分 (昼食は各自でご用意ください。本学学生食堂が利用可能です。)

第 3 時限 13 時 30 分～15 時 00 分

第 4 時限 15 時 10 分～16 時 40 分

※ 上記講習時間内に試験を実施します。

(3) 講習実施場所

敬和学園大学 新発田館（新潟県新発田市富塚 1270 番地）

E33 教室「児童英語教育法を小学校外国語活動・中等英語教育に活かす」及び S32 教室「銃後から見た第二次世界大戦」

※交通については各自で会場までお越し下さい。

(4) 講習内容

講習の名称	講習の概要	担当講師
児童英語教育法を小学校外国語活動・中等英語教育に活かす	2011 年度「小学校外国語活動」が正式となり、学習者のモチベーションがあがっている一方、中学入学前に「英語嫌い・苦手」な児童がいるのも事実である。本講習は、児童・生徒が英語を習得するファシリテーターとしての教師の役割を提唱する。多様な学習者を理解し対応するために「多重知能理論」「学習スタイル」「協同学習」を念頭においた授業計画を紹介し、英語で英語を教える teacher talk の実習を設ける。 ※主に小学校、中学校で外国語(英語)や異文化間コミュニケーションなどの学習指導をする教員を対象にした講習となります。 ※講義は日本語で行います。	外山 節子 (人文学部客員教授) 長 和重 (人文学部非常勤講師)
銃後から見た第二次世界大戦	本講習では、銃後から見た第二次世界大戦像について、ドイツと日本を事例に講義する。ドイツでは、ナチス政権下のとりわけ戦時期の日常生活の様子やさまざまな戦時活動に動員される女性たちの姿を描き出すことで、女性の視点から総力戦としての第二次世界大戦にアプローチする。一方、日本では、主としてマイノリティのひとびと（障がい者・病者・被差別部落住民、在日外国人、娼婦等）の戦争動員について講義する。 ※主に中学社会科、高校地歴科の教員を対象にした講習となります。	桑原 ヒサ子 (人文学部教授) 藤野 豊 (人文学部教授)

※ 各講習とも、30 名を定員とし、受講希望者が 10 名に満たない場合は開講しません。その場合は大学から受講申込者にご連絡いたします。

6 受講者の募集及び決定

(1) 受講者の募集及び決定の手順

教員免許状更新講習管理システム(以下「システム」という。)でインターネットを利用して受講者を募集及び決定し、手順は以下のとおりとします。システム(教員免許状更新講習コンソーシアム新潟)のアドレスは、<http://www.menkyokk-niigata.jp/> です。

- ① システムのアクセス権限を取得(受講希望者)
- ② システムに利用者情報を登録(受講希望者)
- ③ 受講の仮申込み(受講希望者)
- ④ 受講者の仮決定(本学) 7月12日(金)までに通知します。
- ⑤ 受講料の振込み(受講希望者) 7月19日(金)までに振り込んでください。
- ⑥ 受講の本申込み(受講希望者)

7月24日(水)までに受講申込書を送付してください。その際、証明者記入欄に所属長から証明を受ける必要があります。ただし、2 受講対象者の④に該当する方は所属長からの証明は不要です。

- ⑦ 受講者の決定(本学) 7月26日(金)までに通知します。
- ⑧ 受講票の発行(受講者)

※【補足】システムの障害等により応募ができない方は、募集期間内に直接本学にお問い合わせください。

(2) 受講の仮決定方法

- ① 受講の仮申込みを行った受講希望者が、受講予定人数を超えていない場合は、受講希望者全員を仮決定者としてします。
- ② 受講の仮申込みを行った受講希望者が、受講予定人数を超えている場合は、受講者を次に掲げる区分の上位から優先して仮決定し、受講予定人数を超える区分において抽選により受講人数を調整し、仮決定します。

- ア 新潟県内の教育機関に所属する方
- イ 新潟県内に在住する上記ア以外の方
- ウ 新潟県外に在住する方

③ 仮決定の通知は7月12日(金)までにシステムよりメールにて発信します。受講申請書は、システムを利用して発行してください。

7 受講者に対する事前の課題意識調査

免許状更新講習規則(平成20年文科省令第10号)(以下「規則」という。)第7条第1項に規定する講習の内容等に関する受講者の意識調査(原則として100文字以上400字以下)は、受講希望者がシステムで仮申込みを行う際に実施します。

8 講習の事後アンケート調査

規則第7条第2項に規定する講習の事後評価に係るアンケート調査は、全ての受講者を対象として講習ごとに当該講習の最後に実施し、調査結果は教員免許状更新講習コンソーシアム新潟のホームページで公開します。

9 欠席・遅刻及び補講の取扱い

- ① 原則として、遅刻・欠席・途中退席は認めません。
- ② 遅刻は、台風等の天候上の理由、公の交通機関の遅延等の正当な理由がなければ認めません。
- ③ 上記②の場合も含めて、出席時数が1講習当たり1時間以上不足している受講者については、当該講習の成績審査を行いません。

10 休講の取扱い

- ① 災害等により講習を開催できないと判断したときは、当該講習を休講(実施中における中止を含む。)とすることがあります。
- ② 上記①により休講とした講習は、原則として補講を行います。
- ③ 休講の連絡、補講の日程に関する連絡は、更新講習 Web ページや電話等の適切な方法で受講者へ連絡いたします。
- ④ 上記②による補講を実施できない場合又は補講を受講できない受講者には、当該講習の講習料を全額返還いたします。

11 受講許可の取消し

講習の受講を許可された方が次に掲げる事項に該当するときは、受講の許可を取り消すことがあります。この場合の講習料の還付については、上記3講習料の(3)講習料の還付に準ずることとなります。

- ① 講習の進行を妨げる行為があったとき
- ② 講師や他の受講者等に迷惑をかける行為があったとき
- ③ 著しく本学の名誉を傷つけたとき
- ④ 本学関係者に対し暴行、脅迫等の行為があったと認められるとき
- ⑤ その他本学が更新講習の運営上不適当と判断するとき

12 講習の修了認定

(1) 修了認定の方法

- ① 講習の修了認定(以下「修了認定」という。)は、筆記試験(以下「試験」という。)による成績審査に合格した者に対して行います。

- ② 試験は、講習ごとに行うものとします。ただし、当該講習を担当する講師が必要と認めるときは、随時試験を行います。
- ③ 1 講習 6 時間当たり 1 時間以上不足している方は、原則として受験資格を失います。
- ④ 2 受講対象者の④に該当する方には修了認定を行いません。

(2) 成績審査の基準

試験の成績審査基準は、基本的に本学の成績基準（別紙のとおり）とします。

(3) 不正行為

試験の際に受講者が不正行為をした場合は、当該講習の受験は無効とします。

(4) 証明書

- ① 学長は、修了認定を受けた受講生に対し、教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)第 73 条の 3 に規定する証明書を交付します。
- ② 9 月 6 日(金)までに交付します。

13 修了(履修)認定試験の個人成績の申請方法

(1) 開示内容

2013 年度敬和学園大学教員免許状更新講習の修了(履修)認定試験における個人成績を本人に限り、請求に基づき開示します。

(2) 開示方法

申請時に提出された返信用封筒により、開示内容を郵送(簡易書留)します。

(3) 受付期間

該当する教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)第 73 条の 3 に規定する証明書が、受講者に到達した日の翌日から起算して 60 日を経過する日(その日が日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日。)までとします。

(4) 申請者及び受付方法

① 申請者

申請者は本人とし、代理人は不可とします。

② 郵送による申請受付

該当する教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)第 73 条の 3 に規定する証明書が受講者に到達した日の翌日から起算して 60 日を経過する日の本学到着分までとします。

※ 電話及び電子メールによる申請受付は、本人が特定できないため実施しません。

(5) 申請書類（郵送による申請書類）

ア 修了(履修)認定試験成績開示申請書(本学所定の用紙)

イ 開示を請求する講習の受講票(コピー不可)

ウ 返信用封筒(長形 3 号封筒に、本人の住所・氏名を記入し、郵便切手 380 円分(簡易書留分)を貼付したもの)

お問い合わせ先

敬和学園大学 教務課教務係

〒957-8585 新発田市富塚 1270

Tel. 0254-26-2514

Fax 0254-26-3646

kyomu@keiwa-c.ac.jp

別紙 敬和学園大学の評価と点数

敬和学園大学の成績は、次のように分類して評点・評価されます。

評価	合否	評価点	内 容
A ⁺	合 格	100～90 点	要求された程度を越えて優秀な成績
A		89～80 点	平均を越えた優れた成績
B		79～70 点	一応要求を満たす平均的な成績
C		69～60 点	合格と認められる平均以下の最低の成績
D	不合格	59～ 0 点	不合格とされた成績 途中で放棄した科目、課題未提出又は試験を欠席した科目 (0 点)

※1 このたびの講習において、A⁺、A、B、Cの評価を得た方が合格、Dの評価の方が不合格となります。

様式 1

敬和学園大学 教員免許状更新講習 修了（履修）認定試験成績開示申請書

年 月 日

敬和学園大学長 殿

フリガナ	
氏 名	Ⓜ
生年月日	年 月 日
連絡先 郵便番号	(〒 -)
住 所 電話番号	(Tel. - -)
メールアドレス	

私に関する敬和学園大学教員免許状更新講習修了（履修）認定試験の敬和学園大学教員免許状更新講習成績審査基準に定める評価について、次のとおり開示を申請します。

教員免許状更新講習名	受講者番号	開示内容
		成績評価
		成績評価

- ※ 1 本人確認のため、受講票または受講票の写しを同封してください。
受講票を紛失した場合は、窓口にて対応いたしますので、ご連絡ください。
- 2 返信用封筒（本人の住所・氏名を記入の上、郵便切手380円分を貼付した長形3号（約12cm×24cm）を提出（同封）してください。

（申請者）

本人確認	1 受講票	確認欄
	2 身分証明書（ ）	
申請受理	年 月 日	

（切り取り線）

教員免許状更新講習講習料返還請求書

敬和学園大学長殿

年 月 日

(請求者)

フリガナ	
氏 名	印
生年月日	年 月 日
連絡先 郵便番号	(〒 -)
住 所 電話番号	(Tel. - -)
メールアドレス	

私は貴学に教員免許状更新講習講習料を払い込みましたが、都合により教員免許状更新講習を受講しません(しなかった)ので、下記のとおり返還願います。

記

返還請求額	円
返還金振込 先金融機関	銀行・信組・信金・労金・農協 支店
預金種別	普通預金・その他 ()
口座番号	
ふりがな	
口座名義	

(注意事項)

- ① 預貯金口座の口座名義は、請求者ご本人の氏名のみの口座を記入してください。
- ② 返還請求額から振込手数料を差し引いた額を振り込みます。

教員免許状更新講習講習料払込受領書貼付欄

- ① コンビニエンスストアで払い込んだ際の受領書を貼り付けてください。
- ② 受講申込書を送付した方は、受領書の貼付は必要ありません。